

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和5年8月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和5年8月25日	株式会社藤丸交通(法人番号9290001059833)代表者 藤野利浩	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20日車) 文書警告	道路運送法(以下「法」) 第23条第3項、法第27条第3項	令和5年4月12日、監査実施。6件の違反が認められた。(1)運行管理者の解任未届出違反(道路運送法第23条第3項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(3)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(4)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(5)特定運転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、(6)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	2	2	2	2
	福岡県福岡市博多区西月 隈4丁目6-7	福岡県福岡市博多区西月 隈4丁目911							